

宝塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務（単価契約）委託

公募型プロポーザル実施要領

◎ 公募に関するスケジュール(予定)

募集開始（公示）	令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）
質疑受付締切	令和 7 年 9 月 26 日（金曜日）
質問回答	令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）
参加申込書提出締切	令和 7 年 10 月 7 日（火曜日）
参加資格結果確認通知	令和 7 年 10 月 9 日（木曜日）
提案書等受付締切	令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）
	【場 所】宝塚市役所内会議室
審査結果通知	令和 7 年 11 月 14 日（金曜日）
契約締結	令和 7 年 12 月中旬

【問い合わせ先】

宝塚市 市民交流部 国民健康保険課

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

・TEL 0797 (77) 2063 ・Fax 0797 (77) 2085

・e-mail m-takarazuka0023@city.takarazuka.lg.jp

1 趣旨

本市では、保険給付の適正化の一環として診療報酬明細書点検等の業務を実施しており、更なる財政効果額の向上や効率的・効果的な業務遂行を目指すため、企画提案の募集を行い、提案内容等を総合的に評価し、本業務の遂行が円滑に行える最適な委託業者を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

宝塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務（単価契約）委託

(2) 業務内容

別紙「宝塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務（単価契約）委託契約仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日（3年間）

(4) 委託料

本業務委託料の上限額（提案上限金額）は、次のとおりとします。

- ・令和8年度提案上限金額 7,989千円（消費税込）
- ・令和8年度～令和10年度（3ヶ年合計）提案上限金額 23,967千円（消費税込）

なお、見積金額が提案上限金額を超えた場合は失格とする。

(5) 業務履行場所

宝塚市東洋町 地内

(6) 担当課

宝塚市役所 市民交流部 国民健康保険課

3 選定方法

本契約の受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

事前に、企画提案書等を提出のうえ、後日、企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施し、最終的に「受託候補者」1者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、次の条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当していないこと。
- (2) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、そ

れぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。

- (5) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。

5 参加申込書、企画提案書等の作成及び提出

(1) 質問の受付

受付期限：令和7年（2025年）9月26日（金）17：30まで（必着）
提出方法：標題を「レセプト点検質問」とした電子メールにより、質問票を提出すること。（照会先メールアドレスは(5)に記載）

- ※ 質問票のメール送信後、宝塚市国民健康保険課へ到着確認の連絡をすること。
- ※ 質問票の様式は任意
- ※ 回答は、令和7年（2025年）9月30日（火）以降に質問者へ回答するとともに市のホームページに掲載する（質問者名は掲載しない。）。
- ※ メール以外の方法で提出された質問については回答しない。

(2) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、下記の提出書類を提出すること。

提出期限：令和7年10月7日（火）17：30まで（必着）

提出書類：参加申込書（様式第1号）

会社概要（様式第4号）

プライバシーマークまたはISO27001/ISMSの認証取得を証する書類の写し

提出方法：「(5) 提出先及び質問照会先」に記載の担当部署へ郵送もしくはPDF化したデータを電子メールで送付すること。

※郵送の場合、簡易書留にて上記提出期限内に必着

(3) 企画提案に係る提出書類

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ア 企画提案書等提出書（様式第2号） | 1部（代表者印必須） |
| イ 企画提案書（様式第3号） | 10部（正本1部、副本9部、代表者印必須） |
| ウ 見積書 | 1部 |
- （令和8年度及び令和8年度～令和10年度、代表者印必須）（様式は任意）

(4) 企画提案に係る提出書類の留意事項

効果的なレセプト点検等の実施を目的として、別紙「宝塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務（単価契約）委託契約仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づいて、総合的な提案書を作成すること。

提案書は正確かつ簡潔な内容とし、提出を求められていない資料を添付するなど、過多なものとならないよう留意すること。

ア 企画提案書等提出書（様式第2号）

所在地、商号又は名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

イ 企画提案書（様式第3号）

- ・ 企画提案書は、下記の記載要領に基づき評価項目毎に提案すること。記載がない場合は、当該項目は評価しないこととする。（0点とする。）

※記載要領※

（ア） 各評価項目に対する提案内容

各評価項目に沿った内容を提案すること。なお、（別紙1）ア「従事者等の安定的な確保及び業務集中・緊急時への対応」については、別途、「月間の業務スケジュールに応じた人員配置計画書（様式任意）」を添付すること。

（イ） 従事者等の内容点検・縦覧点検業務経験（別紙2）

責任者については責任者としての業務実績を、従事する者（従事予定者）については5名を限度に従事予定者の点検業務履歴を記入すること。なお、従事予定者に診療報酬請求事務に関する資格がある場合は必ず記入すること。

（ウ） 地方公共団体又は保険者での実績（別紙3）

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の地方公共団体または保険者における業務実績において、診療報酬明細書内容点検・縦覧点検業務実績については15件を限度に、療養費支給申請書に係る点検等の業務委託実績については7件を限度に全て記入すること。（複数年契約の場合は、1年毎に1件の契約とする。）

- ・ 総ページ数は、表紙を除いて25ページまでとし、ページ数を記載すること。
- ・ 2穴とジフラットファイルに左綴し、表紙には所在地、商号又は名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・ PDFファイル化した原稿データを電子メールで送付すること。容量等で電子メールでの送付が難しい場合は、CD-ROM又はDVD-ROMにより1枚添付すること。

ウ 見積書

令和8年度及び令和8年度～令和10年度の見積書について、見積書（例）を参考に次の要領で作成すること。（所在地、商号または名称を記載し、代表者印を押印すること。）なお、消費税はすべて10%で計算すること。

※記載要領※

（ア） 提案上限金額

本業務にかかる委託経費の提案上限金額は、次のとおりとする。

- ・ 令和8年度提案上限金額 7,989千円(消費税込)
- ・ 令和8年度～令和10年度（3ヶ年合計）提案上限金額 23,967千円(消費税込)

（イ） 見積書記載事項

見積書（例）を参考に「仕様書」に掲げられた業務内容毎に見積単価、見積金額を記載すること。（小計の金額及び消費税を含んだ合計の金額は分けて記載すること。）

(ウ) その他

見積単価については、「仕様書」に掲げられた予定数量に基づき算出すること。なお、委託料の支払いにあたっては、業務毎の単価及び数量に応じて支払うものとするが、数量については被保険者数の減少により減少傾向にあることにも留意すること。

(参考：被保険者数の推移) ※各年度末時点

- ・ 令和 6 年度 35,740人
- ・ 令和 5 年度 37,554人
- ・ 令和 4 年度 39,855人

また、業務実施にかかる経費として宝塚市が負担する物品等は以下のとおりとする。

- ・ レセ管端末機（兵庫県国民健康保険団体連合会提供）6台
※ 当該端末機で宝塚市国保システム使用可能
- ・ レセ管端末プリンタ（兵庫県国民健康保険団体連合会提供）1台
- ・ コピー用紙、プリンタトナー
- ・ 電話機2台
- ・ 事務用机、椅子、更衣ロッカー ※従事者数に応じて必要数を用意する
- ・ 業務に必要な設備に関する経費（電話料金、光熱水費）

(5) 提出先及び質問照会先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号（宝塚市役所2階）

宝塚市 市民交流部 国民健康保険課（担当者：上阪・福田）

・ Tel：0797（77）2063 ・ Fax：0797（77）2085

・ e-mail：m-takarazuka0023@city.takarazuka.lg.jp

(6) 企画提案に係る書類の提出期限及び提出方法等

提出期限：令和7年（2025年）10月24日（金）17：30まで

提出方法：宝塚市国民健康保険課へ持参もしくは郵送によること。

【持参の場合】上記提出期限の9：00～17：30（土曜日、日曜日、祝日及び平日の12：00～12：45を除く）までに持参すること。

【郵送の場合】簡易書留にて上記提出期限内に必着

※ お預かりした提案書等については、本件審査の目的以外には一切使用しません。

6 評価項目及び配点

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 見積金額 | 30点／350点 |
| (2) 業務の推進体制 | 250点／350点 |
| (3) 従事者等の内容点検・縦覧点検の業務経験 | 30点／350点 |
| (4) 地方公共団体または保険者での実績及び経営状況 | 40点／350点 |

※ 評価基準については、「審査基準表（別紙）」を参照のこと。

7 審査方法等

(1) 評価方法

- ア 本市内部に設置する宝塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託に関するプロポーザル審査会において、提出された企画提案書等の書類及び企画提案についてのプレゼンテーション内容を審査し、「審査基準表（別紙）」に基づいて採点する。
- イ 上記評価の結果、合計得点数の最上位の提案者を「受託候補者」、次に合計得点数が上位の提案者を「次点受託候補者」とする。
- ウ 評価点が同点の場合は、6の(2)及び(3)を合算した得点において最も上位となる提案者を選定する。なお、その合計得点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を選定するものとする。
- エ 6の(1)を除いた合計得点数が配点合計の60%未満の場合には不採用とする。
- オ 本プロポーザルに関して、提案者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日時

令和7年(2025年)11月4日(火)

※ 開催時間は、提案者へ後日連絡。

※ 参加者が5者を超える場合は、書面による一次審査を行うものとする。なお、書面審査は、「審査基準表（別紙）」に基づき審査する。

イ 実施場所

宝塚市役所内会議室（提案者へ後日連絡）

ウ 実施要領

- ・ プレゼンテーションは、各提案者が企画提案書の内容を説明し、プロポーザル審査会による審査を行う。（時間については、質疑を含め40分程度を予定しているが、詳細については後日連絡する。）
- ・ プレゼンテーションの内容や資料は、企画提案書の内容に準拠したものにすること。
- ・ プレゼンテーション当日に使用する資料は、各提案者で10部用意すること。
- ・ 必要な機材等についても、各提案者で準備すること。

(3) 選定結果

選定結果は、令和7年(2025年)11月14日(金)に各提案者に書面により通知する。

なお、審査経過に関する質問には一切回答しない。

8 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法・提出先・提出日時が、本要領に適合していない場合

- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していない場合
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正した場合
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得た場合
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記4の規定に抵触することが明らかとなった場合
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (7) 価格見積書の金額が、前記2(4)に示した提案上限金額を超過している場合
- (8) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (9) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- (10) 審査会委員に対して、直接、間接問わず、接触を求めたとき。
- (11) 事業者選定終了までの間に、他の提案者と応募提案の内容又はその意思について意図的に開示、相談を行ったとき
- (12) その他本市が指示した事項に違反した場合

9 契約の締結

- (1) 7(1)イにより選定された「受託候補者」は、本市と契約書、上記企画提案書に基づいた業務委託仕様書等の協議を行うものとする。協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 第1位の者が決定してから契約締結に至るまでの期間中に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- (3) 協議が整わず契約が不成立の場合は、「次点受託候補者」と協議を行い、協議成立後に契約を締結するものとする。

10 留意事項

- (1) 企画提案書作成、プレゼンテーション等に要する諸費用については、すべて提案者の負担とし、本市は負担しない。
- (2) 企画提案書提出後、必要に応じて追加資料の提出や質問をする場合がある。
- (3) 企画提案書において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (4) 提出のあった企画提案書等は、一切返却しない。
- (5) 企画提案は、1者につき1件のみとする。
- (6) 提出期限後の企画提案書の再提出や変更は認めない。
- (7) 提出された提案書等は、選定作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (8) 契約を締結する際に、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (9) 参加申し込み後に辞退する場合は、文書にて連絡すること。(様式任意)
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた

結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。

- (11) 業務責任者、業務担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定する。
- (12) 提出書類は、宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求等があった場合、原則公開となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。また、本プロポーザルの受託候補者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者決定後の公開とする。

11 運営開始までの準備等

業務委託開始までに、別途準備スケジュールを作成し、本市と連絡を密にしながら準備を行うこと。この場合、契約期間以前における準備委託契約は締結しない。契約期間以前に発生する準備行為に要する諸費用については、すべて受託者の負担とし、本市は負担しない。